

別記第1号様式

毒物劇物製造（輸入）業登録申請に必要な書類は次のとおり。

必 要 書 類		業 種	
		製 造 業	輸 入 業
1	登録申請書（別記第1号様式）	○	○
2	付近の見取り図	○	○
3	敷地内建物配置図(製造所配置図)	○	
4	営業所の平面図		○
5	貯蔵設備の概要図	○	○
6	登記事項証明書	○	○
7	毒物劇物取扱責任者設置届	○	○

○印：必要な書類

(提出部数及び手数料)

提出部数：1部

※輸入業の場合は登録申請書の副本1部追加

手数料：27,200円

別記第1号様式

1, 毒物劇物（製造業・輸入業）登録申請書の記載上の留意点。

(1) 製造業、輸入業のいずれかを○で囲むこと。

(2) 事業所（営業所）の所在地及び名称の記載について。

ア) 製造業・・・製造場所の所在地とその名称を「◇◇株式会社△△製造所」等詳しく記載すること。

イ) 輸入業・・・輸入業務を直接担当する営業所の所在地とその名称を記載すること。

ウ) 所在地は地番等を正確に記載のこと。

(3) 製造(輸入)品目欄は次により記載すること。

ア) 類別は、法別表または毒物及び劇物指定令による類別によること。

イ) 製造(輸入)しようとする品目は、毒物及び劇物取締法に記載されている化学名によること(化学名は「系」、「類」の包括的な名前ではなく、具体的な名称を記載すること)。

例「○○ソーダ」という化学名は不可→「○○ナトリウム」と記載。

令2-72無機銅塩類は不可→令2-72硫酸第一銅と記載。

令2-16塩酸 35.5%は不可→令2-16塩化水素 35.5%と記載。

令2-38テトラクロロエタンは不可→令2-38四塩化炭素と記載。

ウ) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、類別欄に「令2-32」、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。

エ) 製剤の場合、含量は一定の含量幅を持たせて記載して差し支えない。

オ) 原体の場合は、含量を記載しない。

カ) 原体の小分けの場合は、化学名の横に「(小分け)」と付記すること。

キ) 販売名は記載しなくてもよい。

ク) 品目の全てを記載することができない場合は、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

なお、その際、毒物と劇物とに分け、類別及び濃度順に記載すること。

混合製剤については、[]で囲む等混合製剤であることがわかりやすいように記載すること。

別記第1号様式

別紙記載例

	類 別	化学名（製剤にあつては、化学名及びその含量）
製造（輸入）品目	法1-22	弗化水素
	法2-63	ニトロベンゼン（小分け）
	令1-8	シアン化カリウム25%
	令2-32	有機シアン化合物
	令2-68	水酸化ナトリウム 5%を超えて40%まで
	令2-83	2-（3-ピリジル）-ピペリジン60%
	令2-104	硫酸 10%を超えて98%まで
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 令2-65 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 水酸化カリウム 25% </div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 令2-68 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 水酸化ナトリウム 20% </div>	

法1：毒物及び劇物取締法別表第1

令1：毒物及び劇物指定令第1条

法2：毒物及び劇物取締法別表第2

令2：毒物及び劇物指定令第2条

（4）申請書の住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記事項証明書に記載された本社の所在地を記載すること。

（5）申請者の氏名は、法人の場合は登記された法人名及び代表者職氏名を記載すること。

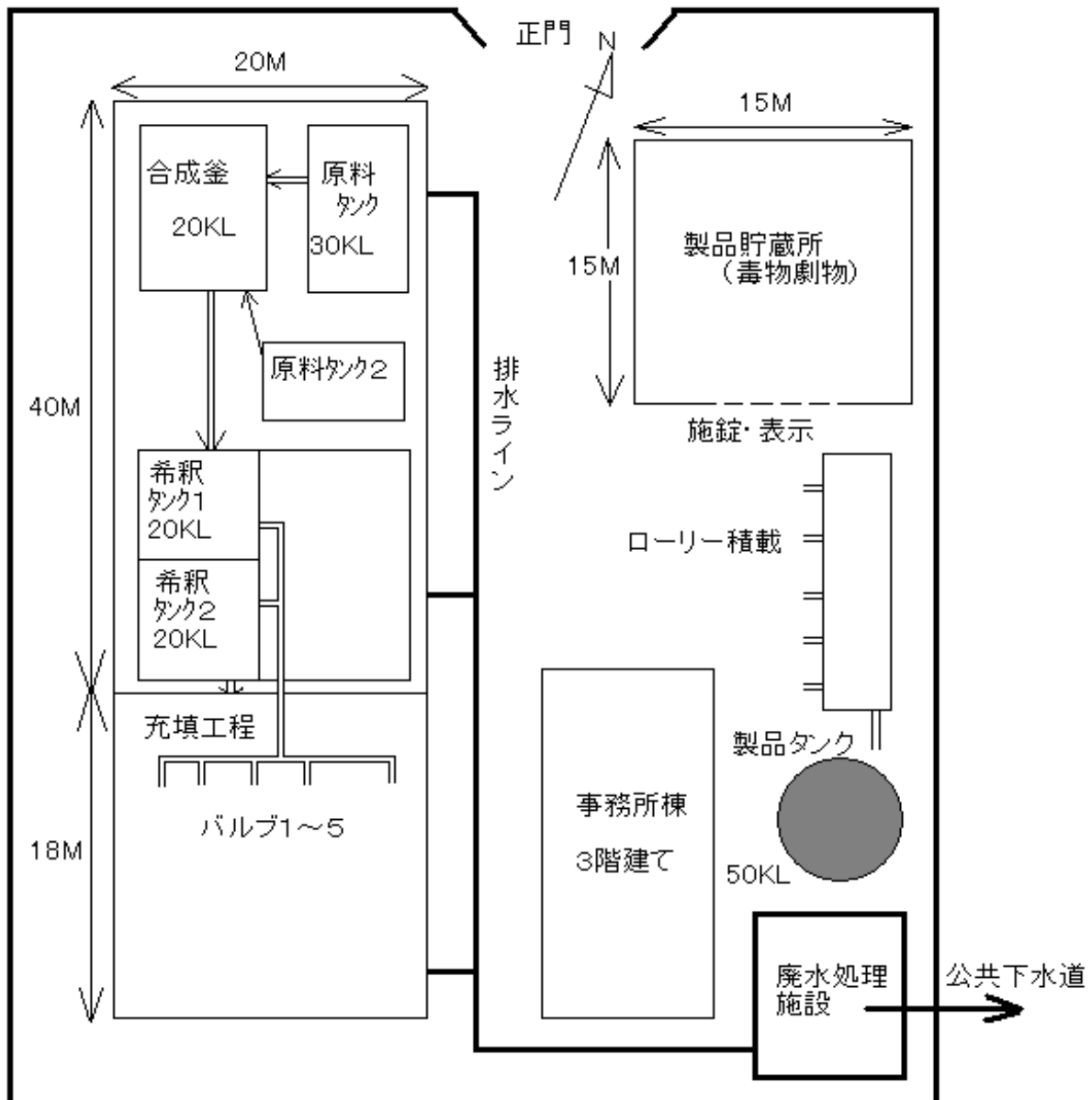
別記第1号様式

2. 敷地内建物配置図（製造所配置図）

(1) 工場敷地の全体図 面積、縮尺、方角等を記載すること。

製造所、貯蔵所、事務所等の配置が明確にわかるように記載すること。

【工場敷地の全体図記載例】

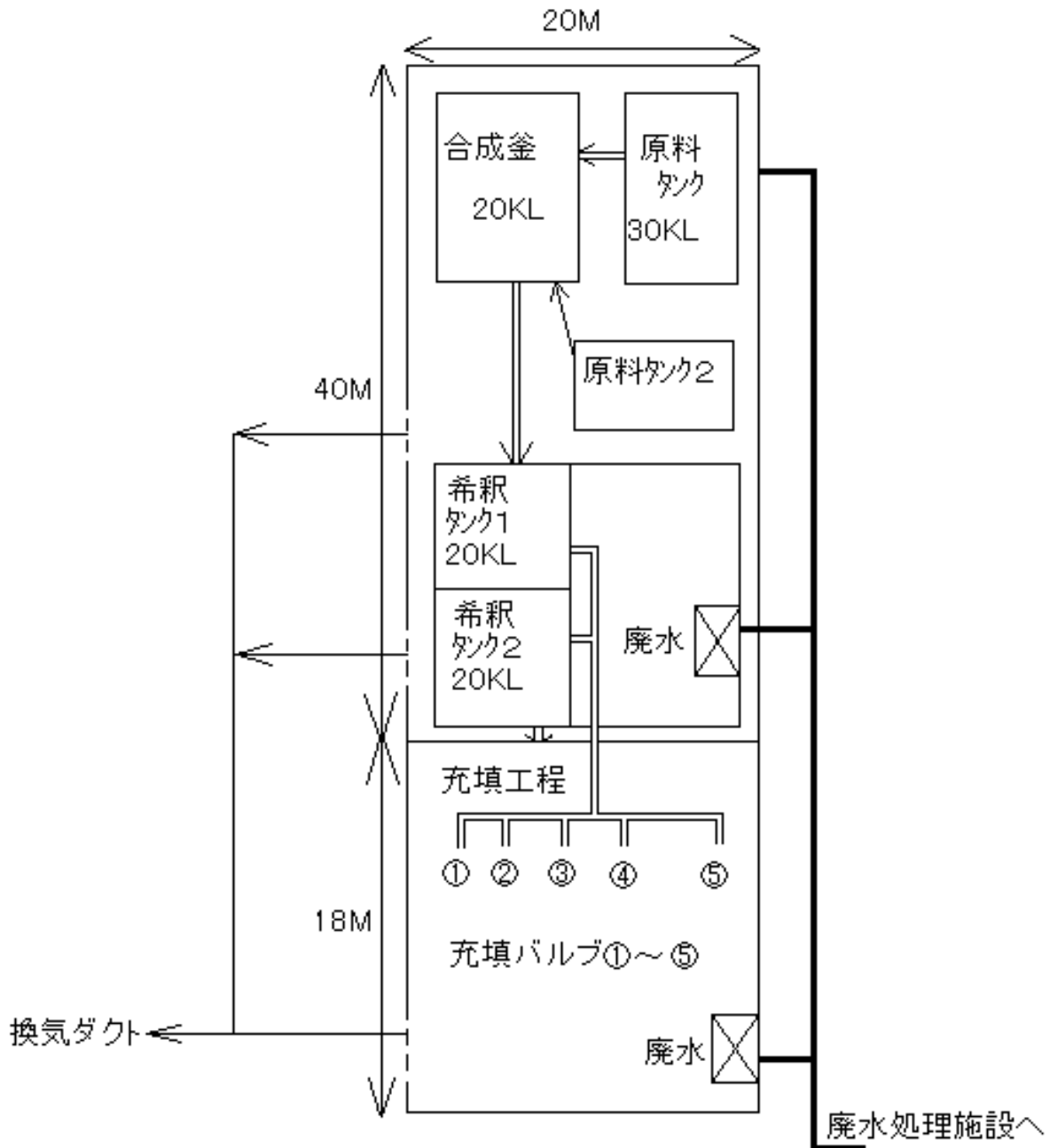


別記第1号様式

(2) 製造所

製造施設、毒物又は劇物を含有する粉塵・蒸気・廃水の処理設備、床・壁の材質等がはっきりわかるように記載し、配管・バルブ等の付帯設備も明確に図示すること。

【製造所の記載例】



床：コンクリート

壁：コンクリート

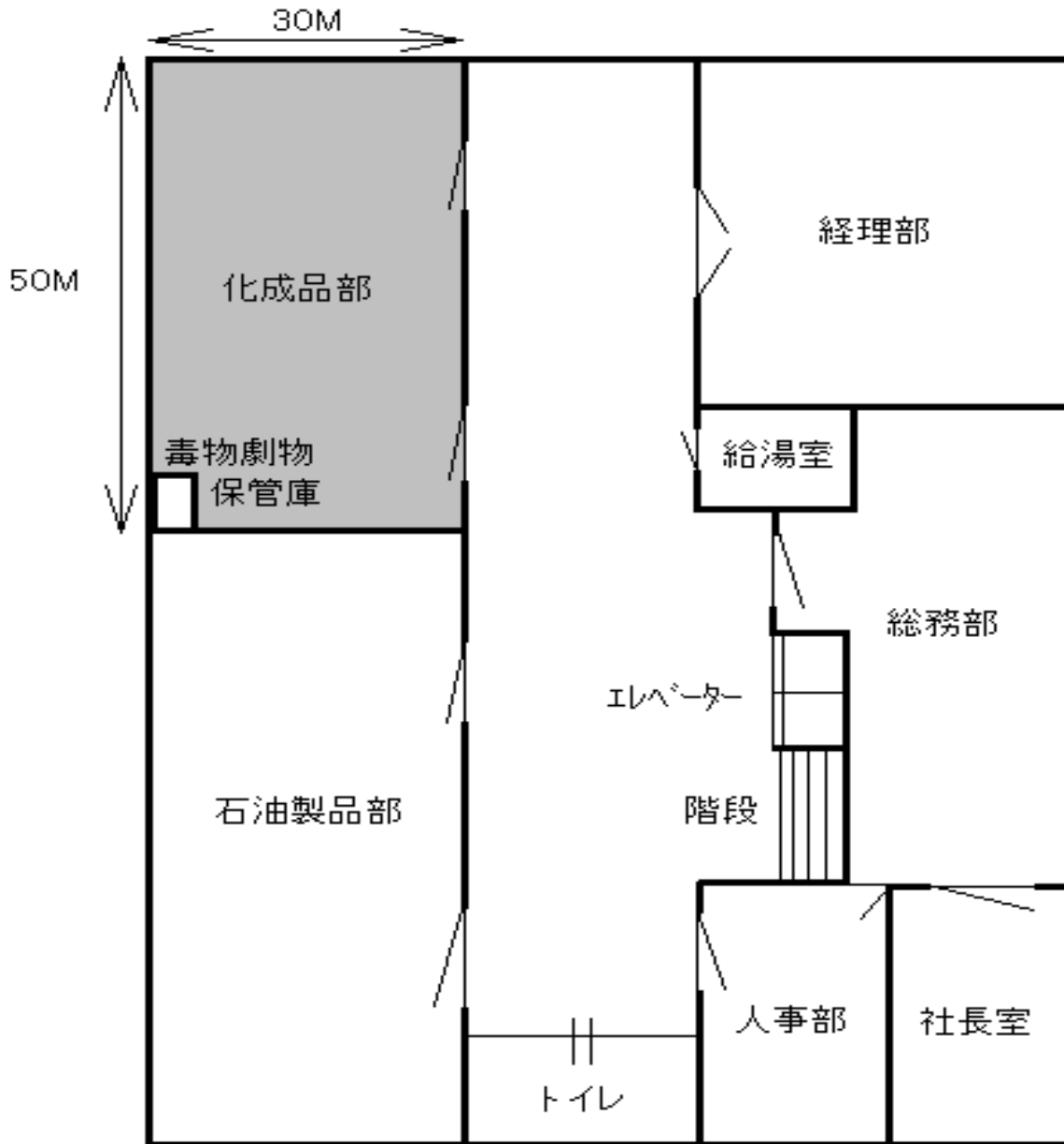
3, 営業所平面図

(1) 営業所の全体図

(2) 毒物劇物輸入業を担当する部(課)の存在する部屋の詳細図。

【営業所平面図記入例】

〇〇商事(株)3階平面図



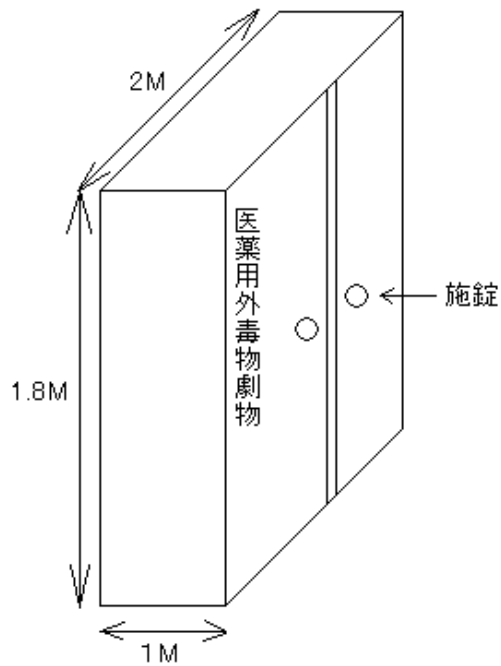
別記第1号様式

4, 貯蔵設備の明細図(施行規則第4条の4)

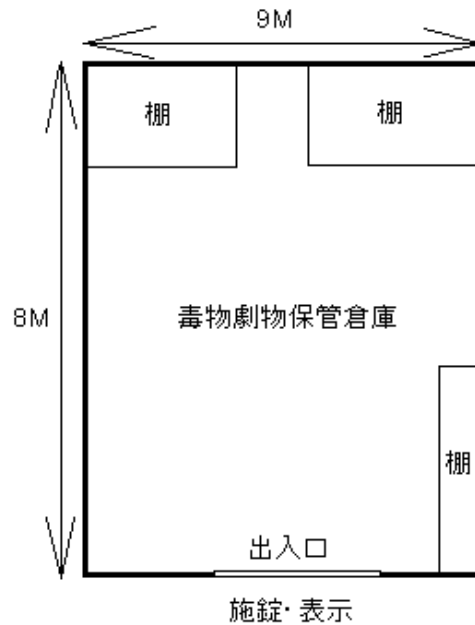
床、壁の材質、施錠、表示について明確に記載すること。

なお、入り口が数箇所ある場合には各々の施錠・表示箇所を図示すること。

【貯蔵設備明細図記入例】



保管庫材質:スチール製



床・壁:コンクリート

5, その他の添付書類の留意点

(1) 登記事項証明書

発行後6ヶ月以内のもの

(2) 毒物劇物取扱責任者設置届(毒物及び劇物取締法施行規則別記第8号様式)